

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成30年第5回定例会)

- 1 期 日 平成30年5月23日(水)  
市庁舎3階大会議室  
開会時刻 午後3時35分  
閉会時刻 午後4時56分
- 2 出席委員
- |  |       |     |     |
|--|-------|-----|-----|
|  | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
|  | 委 員   | 古 本 | 敬 明 |
|  | 委 員   | 赤 澤 | 智津子 |
|  | 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長        | 櫻 井 | 健 之 |
| 生涯学習部長        | 斉 藤 | 勝 雄 |
| 学校教育部参事       | 小 澤 | 由 香 |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 | 良 宣 |
| 学校教育部次長       | 天 田 | 正 弘 |
| 生涯学習部次長       | 岡 村 | みゆき |
| 学校教育部副参事      | 小 平 | 修   |
| 学校教育部副技監      | 江 口 | 浩 雄 |
| 学校教育部副参事      | 府 馬 | 一 雄 |
| 生涯学習部副参事      | 奥 井 | 良 和 |
| 指導課長          | 荒 井 | 英 治 |
| 総合教育センター所長    | 木 下 | 初 恵 |
| 生涯スポーツ課長      | 柴 野 | 文 明 |
| 青少年センター所長     | 渡 辺 | 雅 和 |
| 菊田公民館長        | 寄 主 | 義 之 |
| 大久保図書館長       | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹       | 村 山 | 貴 弘 |
| 学校教育部主幹       | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹       | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育部主幹       | 齊 藤 | 洋 介 |
| 学校教育部主幹       | 木 村 | 千桂子 |
| 学校教育部・生涯学習部主幹 | 早 川 | 誠 貴 |
| 生涯学習部主幹       | 藤 原 | 友 哉 |
| 生涯学習部主幹       | 中 村 | 裕 美 |
| 学校教育課主任管理主事   | 本 間 | 千佳子 |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について
- (2) 平成30年度育英資金受給者の決定について
- (3) 平成30年度習志野市学校評議員の委嘱について
- (4) 大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について
- (5) 第七中学校区に整備する市立こども園の進捗状況について

### 第3 議決事項

議案第17号 平成30年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

議案第18号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

### 第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について  
平成30年6月27日(水)午後1時30分

### 第5 その他

委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

大久保地区公共施設再生事業に対する反対住民による抗議活動に関する報告について

## 5 会議内容

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)並びに議案第17号及び議案第18号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

非公開部分の会議録について、議案第17号は教科用図書採択の業務が完了した後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成30年第4回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

**報告事項(1) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について(学校教育課)**

天田学校教育課次長

報告事項(1)「習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について」、報告する。

この制度については、「習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則」に基づくもので、市内に1年以上居住している高等学校、専修学校、大学などに入学する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に対し、入学準備金の融資のあっせんを行い、その利子を全額補給し、そのことで教育の振興を図ることを目的としている。手続きの流れについては、まず、保護者は教育委員会に対し、銀行融資のあっせんを受けたい旨の申請をする。教育委員会ではその申請を受け、基準に基づき銀行融資のあっせんを決定する。その後、決定した方については、実際に取扱金融機関で融資の申し込みを行ってもらい、銀行で行われる審査を受け、融資の可否が決定となる。融資が受けられるようになると、その利子の金額を市が補給することになる。

また、あっせんの要件については、規則の第4条で示すとおり、(1)学校教育法に規定する高校、大学などに入学する子の保護者であること、(2)習志野市に1年以上居住していること、(3)準備金の調達が困難であること、(4)準備金の償還について十分な能力を有すること、としている。要件の3番目の準備金の調達が困難であることについては、世帯の収入で判断する。おおむね生活保護基準額の3倍以内とし、また、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の上限額を目安としている。また、要件の4番目である「準備金の償還について十分な能力を有すること」については、同じ場所で1年以上勤務して、安定して継続的な収入があることを条件としている。

続いて、平成29年度分の報告になる。申請者数、融資者数の一覧であるが、申請者数は公立高等学校入学予定者3名、私立高等学校入学予定者1名、私立大学入学予定者、6名の計10名だった。教育委員会において、この10名に対し銀行への融資のあっせん決定を行い、うち4名が銀行での融資が決定し、残り6名は融資不決定だった。

申請者数は、年々減少傾向にあったが、平成28年度からは申請時期を1月から9月に早め、周知については中学校3年生の保護者に対し文書を配布し、広報掲載やホームページ掲載を早め、その結果、問い合わせ及び申請が増えた。平成29年度も同様に周知したが、問い合わせに来た方の多くは、あっせんの収入基準に満たない方が多く、申請した方もあっせんの収入基準と同等程度の収入の方が多かったため、申請件数及び融資決定の数が平成28年度より減少した。参考までに、平成26年度の申請者数は2名で、うち融資決定者は1名、平成27年度の申請者数は2名で、うち融資決定者は1名、平成28年度の申請者数は12名で、うち融資決定者は、7名であった。

融資額について説明する。平成30年3月31現在、制度開始からこれまでの融資額の累計は1億5千245万円、融資残高は14名分、366万7,333円になっている。年度別の融資額と利子補給額を見ると、平成29年度、融資者に対し、利子補給した金額は17名分、16万8,876円であった。

その他、学校区分ごとの融資限度額、償還期間の一覧である、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

## 報告事項(2) 平成30年度育英資金受給者の決定について

(学校教育課)

天田学校教育部次長

「平成30年度育英資金受給者の決定について」、報告する。本年度の申請者数は18名、新

規申請者が5名、継続申請者は13名であった。

選考基準としては、(1)品行方正、(2)学業成績優良、(3)経済的困難、(4)他から育英資金の給付を受けていない者、(5)総合的判断である。

(1)品行方正については、出身校や在学からの「人物調書」及び面接、作文等により、学習活動、その他の学校生活全般を通じて態度・行動に問題がなく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがあるかどうか判断している。(2)「学業成績優良」については、昨年同様、学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.8以上とした。(3)「経済的困難」については、平成30年度千葉県奨学生予約募集の推薦基準になった。(4)「他から育英資金の給付を受けていない者」については、国、他の地方公共団体から育英資金の給付を受けていない者を条件としているが、国の就学支援金や貸付型の奨学金は兼ねることを可能としている。(5)「総合的判断」については、これら(1)から(4)の基準をもとに予算の範囲内で総合的に判断することである。本年度は20名分の予算を計上している。

選考については、選考委員会を平成30年4月18日に開催し、協議の結果、収入基準、成績基準を満たした申請者18名全員を受給対象者として承認した。面接や作文では、自分の考えをしっかりと持ち、真面目で意欲的であるとともに、家族に対する感謝の気持ちを持っている生徒が多く、誠実さを感じた。また、将来の夢や進学したい大学など、具体的な目標を定めている生徒も多かった。なお、4月27日に受給決定者を対象に給与決定通知書交付式を行った。また、平成28年度より、周知の時期を早めたり、育英資金受給資格に該当する生徒に中学校から制度を案内し、申請するよう促したりした。

このような取り組みにより、育英資金の申請者及び受給者が約20名で推移していることから、取り組みの成果であると認識している。この取り組みについては、引き続き実施していきたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

#### 報告事項(4) 大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について (社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について、説明する。大久保地区公共施設再生事業については、3月開催の教育委員会第3回定例会で新たな施設の概要、また、工事計画の概要について説明したところであるが、その後、4月以降から本格的に建設工事が始まっている。その進捗状況と併せて、今現在、新たな施設の運営体制について教育委員会で検討している状況であるため、内容を説明し、各委員の皆様から御意見をいただきたいと思う。

まず始めに、工事の進捗状況の説明であるが、工事を担当している学校教育部・生涯学習部主幹の早川から説明する、と概要を説明。

早川学校教育部・生涯学習部主幹

先ほど説明があったとおり、4月から工事に着手した。今段階4月、5月は「準備工事」となっている。新築という本格的な工事に向けて、準備の工事を2か月間行っている段階である。将来的には、今から1年5、6か月後の2019年11月に新しい施設がオープンする。今現在、新しく南側の駐車場の工事を始めているが、大久保公民館、市民会館、大久保図書館については2019年8月まで利用する。引越期間等の2か月間だけ閉館し、新しい施設がオープンする。

本日は、4月、5月に行ってきた工事の中身について、説明する。実施事項を4点掲げた。1点目は、仮設駐車場の設置である。現在の駐車場が利用できなくなるため、公園の多目的広場、芝生広場になっているところに、利用者のための仮設駐車場を設置した。2点目として、仮設トイレを設置した。現在の中央公園に屋外トイレがあったが、このトイレを撤去するため設置した。3点目として、工事現場であるため、工事現場事務所を駐車場に隣接する形で設置した。工事の様子がはっきりと確認できる場所である。4点目として、大久保図書館の入口に管理用の駐車場を設けた。バックスペースに車が入って、図書の出し入れを行うということができなくなるため、図書館の入口の前につくった。この工事は5月中に終了し、6月に本格的に新築工事の基礎工事に入るという段階である。

工事の概況は写真のとおりである。奥に図書館、公民館が見える。南東部から見た景色であるが、芝生があった場所を順次工事し、仮設の駐車場、奥に工事現場事務所を設けた。もともとの駐車場の入口は閉鎖しているが、横から歩行者、自転車は通れるようにしており、公園内を通過できるようになっている。他に、逆から見たトイレ、図書館、公民館の写真があるが、しっかりと安全対策をした上で工事をしている。工事の際に気になる騒音・振動計についても設置し、市民に見える場所でのどのくらいの音が鳴っているのか、揺れているのかを常に明らかにしている。他に、仮設トイレや駐車場の写真がある。

市民の方々に周知が必要だということで、ホームページに進捗状況を載せている。工事が進むごとになるべく更新し、市民に分かりやすい形でお知らせしていく。

3月の教育委員会会議の際に、梓澤委員長から市民への周知について質問を受けたので、最近行ったものについて簡単に説明する。「①市民説明会」、「②施設利用サークルへの説明」、「③模型の設置」、「④広報習志野への掲載」を行っている。市民説明会は3月10日であり、来場者数は218名いた。その内、アンケートが回収できたのは、約半分の107名だった。性別としては男性が多く、本大久保地区が大久保地区公共施設再生事業の住所地となるため、やはり本大久保の方が多くいた。特筆すべきことは、60、70、80代の方々が参加者のかなりを占めていることである。色々な方に周知をしたつもりであったが、高齢の方が多いという結果になった。

それぞれアンケートを項目ごとに説明した時に、どのくらい理解されたかについてアンケートをとった。コンセプトや全体的な施設のイメージについては、ほぼ、7割5分の方が理解いただいていた。そして、今回、具体的な設計の図面を用いて説明したため、7～8割の方はどのような建物ができるかというイメージを持てただけだ。ただ、議論にもなっているが、民間施設である駅前のできるカフェや学生・若者向けの賃貸住宅については、もう少し丁寧な説明が必要だと認識している。そして、工事について、安全対策やどのような工事車両が入るのかについても説明したが、おおむね理解していただけたと考えている。どのような運営が行われるかについては、運営は形が見えないこともあり、まだ理解度が低い部分がある。これから施設を使用している方への説明をし、高めていく必要がある。

具体的に、施設利用サークルへの説明を5月から始めている。第1弾として、大久保公民館にあるサークル連絡協議会の総会の中で、105サークルあるうち、参加した74サークルに対して説明した。主な意見としては、現在同様、協議会の中で話し合って決めている貸室の年間予約が良い、他市よりも優れているため、引き続き確保してほしいという意見があった。現在、確保できるよう制度設計をしている。その他、今回から駐車場を有料化するため、利用者についてはスタンプ制度などで無料にしてほしい、設置するサークル備品庫に琴などの大きな荷物が置けるのかという不安の声もあった。そして、使用料の減免や今度設けるパソコンの予約システムで、利用の仕方が分かるようにしてほしい、これらの質問にしっかりと回答してほしいという意見があ

ったので、しかるべき時期に回答できるよう、これから準備していく。これから他の施設でも説明し、意見を取りまとめた中で全体的に市の考え方を整理していきたいと考えている。

次に、模型の設置ということで、全体・北館・南館の3つの模型を作った。そこで、今、大久保公民館・市民会館の1階ロビーで常設展示している。

また、5月15日号の広報を、施設の特徴として、使って楽しいというイメージをコンセプトに作成した、と概要を説明

#### 藤原生涯学習部主幹

私の方から、今現在検討している新たな施設の運営体制について説明する。大久保地区公共施設再生事業の新たな施設については、2019年11月のオープンに向けて建設工事を進めているところである。新たな施設については、生涯学習と市民活動の拠点となり、各種施設や施策を融合させて相乗効果を生み出すためにも、エリアを一体的に運営していく必要があると示されており、今現在、教育委員会生涯学習部、また、資産管理課と運営体制について検討しているところである。本日はその内容について説明し、各委員の皆様から意見をいただきたいと思っている。

まず、本事業の概要として1つ目、本事業の基本理念である。本事業の基本理念については、「持続可能な文教住宅都市の実現」、生涯学習の拠点機能を拡充するとともに、地域の活性化も図るということを示している。また、新施設のコンセプトとしては、「生涯学習と市民活動の拠点」、「市民の輪が生まれる場所＝みんなが集う場所」ということと、全体の運営方針としては、「集う・つながる・創りだす～新たな市民活動の機会の創出～」ということが謳われており、今現在事業を進めているところである。

2つ目として、新たな施設の状況である。多様な施設がエリア内に存在している状況である。例えば、北館においては公民館、図書館、ホール、南館においては、多目的室、キッチン、また、アリーナ、テニスコート、子供スペース、その他として、公園、野球場、パークゴルフ場、駐車場、年間登録駐輪場ということで、色々な施設がエリア内に存在し、今現在も各所管課についてはそれぞれが管理している状況である。その中で、生涯学習と市民活動の拠点として各施設が融合・連結することによる相乗効果を生み出していくことが期待されている。施設の運営に関しては、本事業はPFI事業であるため、民間事業者の方々に業務委託をしているが、施設によっては市の直営や指定管理などで運営をしていく。例えば、図書館については市の直営で行うが、窓口業務については民間事業者が行う。公民館についても、主催講座に関する業務や相談業務は市で行っていくが、施設の貸し出し業務等については民間事業者が行うということで、施設運営に関して複雑に絡み合っている。民間事業者については、一体的に維持管理を行うということと、事業の企画・実施についても行っていくことが示されており、市としても役割を分担する中で進めていく。

3つ目として、今現在のスケジュールであるが、平成31年11月の新しい施設のオープンに向けて、新施設の運営体制について検討しているところであるが、本年12月の市議会、または3月の市議会での設置管理条例の制定に向けて、準備を進めている。教育委員会生涯学習部としては、新施設の運営体制の考え方として2点掲げている。1点目は、本事業の基本理念である「持続可能な文教住宅都市の実現」、生涯学習の拠点機能を拡充するとともに、地域の活性化も図るということを踏まえ、新たな施設の運営については、生涯学習と市民活動の拠点として、各施設を一体的・横断的に運営することと、施設や事業、各施設の利用者を連携・融合させていくことで相乗効果を生み出し、生涯学習の推進と地域の活性化を図っていききたいと考えている。2点目として、本事業の推進にあたっては、持続可能な生涯学習施設の運営を目指し、屋敷公

民館、藤崎図書館、ゆうゆう館、あづまこども会館といった社会教育施設を機能停止するにあたって、大久保にその機能を集約し、運営していくことで進めている。このようなことから、教育委員会生涯学習部としては、新施設の運営にあたり、生涯学習に関する事業の強化、教育のレベルの維持、向上を図っていくことが教育委員会としての責務であると考えている。

これらの考え方を踏まえ、教育委員会生涯学習部においてすべての施設を一元管理すること、本施設を公民館、図書館、ホール、パークゴルフ場や野球場、アリーナ等、様々な施設があるエリアとして捉え、全体で運営していきたいと考えている。また、これまでも本事業の基本構想や基本計画で謳ってきているが、大久保にできる新しい公民館・図書館に関しては、市内の公民館・図書館を統括するとともに、事業推進の司令塔の役割を担う、「中央公民館」、「中央図書館」と位置付けて、市全体の公民館行政、図書館行政、生涯学習を推進していきたいと考えている。

その中で、運営体制のイメージであるが、中央公民館、中央図書館を配置する中で、全体の事業の管理・マネージメント、施設の連携を図るための窓口として管理部門を置く中で、施設全体の運営を図っていきたいと考えている。一方で、地域の活性化も謳われていることから、文教住宅都市ということで、教育という部分についてはしっかりと担っていくことと併せて、「集う、にぎわいの創出」ということで、地域の活性化を図るためにも民間活力の導入を含め、新たな取り組みも行っていきたいと考えている。公民館の利用に関しても、多少、利用の幅を工夫しながら、拡充しながら利用を広げたり、図書館についても、従来の使い方ではないことをしていき、公民館と連携して新たな事業を展開していくことを含め、施設を運営していきたいと考えている。

以上が、新施設の運営体制の今現在の検討状況である。今後も教育委員会会議や社会教育委員会会議、公民館運営審議会、種々様々な審議会があるが、これらに報告する中で意見をいただき、運営体制を固めていきたいと考えている、と概要を説明

#### 古本委員

いくつか聞かせてほしいことがあるが、まず、お願いである。全体工程表が西暦標記でスケジュールが元号標記になっている。できれば統一してほしい。一番の根っこになると思うが、結局管理を行うのはどこになるのか。使用者の方から考えた時に、おそらくどこに聞きに行けば良いかわからない、責任がどこにあるのかよく分からないことが一番困ると思う。資料を見ても、習志野市と習志野大久保未来プロジェクト(株)が連携・調整となっているため分かりにくい。多分、教育委員会でやるということだと思うが、そこら辺を教えて欲しい、と質問

#### 藤原生涯学習部主幹

窓口としては、教育委員会の生涯学習部の中に、(仮称)みらい創生館という名称で色々と説明しているところだが、管理部門というものが窓口となる部署ということで、体制については〇〇課とするのかみらい創生館の管理係とするのか検討中である。しかし、そのような形で管理、窓口の一本化を図る中で、市民の皆様に対応していきたいと検討している、と回答

#### 古本委員

実際、オープンの予定が来年の11月ということで、結構ぎりぎりの気がする。多分、市民の方々が、これがどうなっているのかなど聞きたいことがあったとしても、やはり窓口が分からないということになりかねない。調整も非常に大変だと思うし、色々なところに多岐に渡って行うことと思うが、なるべく早めによりしっかりとした体制にした方が良いと思うので、お願いしたい。もう一つ、以前説明があったかもしれないが、アンケートの中の「運営について」にある「ならしのスタディーズ」とは何か、と質問

早川学校教育部・生涯学習部主幹

3月の教育委員会会議の資料に少し入っていたが、基本的に地域の方の団体ではなく活動・事業の名前を「ならしのスタディーズ」と呼んでいる。どのような活動をしているかという、あるテーマに基づいて興味を持つ方が集まり、それについて話し合って人脈をつくったり、こういった事業を一緒にやろうであるとか、色々な方が集まってやりたいことを実現していったりする場、交流して対話し、実現していく場という非常に言葉にしづらいが、このような場を「ならしのスタディーズ」と呼んでいる。この事業は、新しい大久保の事業を運営していく際に、1つの実施していく事業として位置付けているので、今から段階的にやっていこうということで進めている、と回答

古本委員

確かに前説明を受けていた。質問を続けるが、大久保公民館サークル・団体の連絡協議会への説明会の中で、年間予約を確保してほしいという意見があるが、実際にこれは大切なことだと考える。平等という面で見ると、予約システムで一元的に取るようになるが、そうするとどうしても土日が奪い合いになってしまい、定期的な運営がなかなかできないことが多くなる。平等という概念が非常に難しいので調整が必要だと思うが、できるだけ継続的に続けられる場所の確保をこのまま続けてほしいと思う。今度、パソコン予約システムができるということもあるので、その辺の兼ね合いをお願いしたい、と要望

早川学校教育部・生涯学習部主幹

私どもも意見をいただき、今の制度を維持していきたいと考えている。今時点、サークル連絡協議会に集まっていただき、皆さんの話し合いの中で使う場所を決めていると聞いている。使用は月に3回といった上限をつくった中で利用したい場所をそれぞれ希望し、重なった時には話し合いという形でやっているの、どうしても叶えられないところは出てくると思うが、それは皆さんの分かち合いの中でやっていただくような仕組みが今もあるため、それを継続していきたいと考えている。予約システムに関しては、一斉に抽選をするのではなく、優先予約できる方にはあらかじめパソコンで入力してもらい、空いているところを自由に使っていただくというような、イメージとしては二段階での予約を考えている、と回答

古本委員

自分の経験であるが、新しいものができるると新しい団体が入ってくるので、その調整を上手くやらないと、なんで前からいる団体が、となってしまう。その辺は非常に難しくなるので、新しく入りたい方にも、このようなシステムになっているということを説明していかないといけないと思うので調整していけたらと思う、と発言

寄主菊田公民館長

今の部屋の予約であるが、全ての公民館がそれぞれ部屋割り調整会議を前年12月に開催し、各サークルの希望の曜日・時間・部屋を調整し、1年間活動するために部屋の確保をしている。今後、新しい大久保の施設についても、同様な形で進めていきたいと考えているが、委員のおっしゃる新しい方々が入れないのではという部分については、私どもも危惧しており、こういった形で入れ込むことができるかという部分をみんなで検討していきたいと思っている、と回答

古本委員



結構大変であると思うが、ぜひよろしくお願ひしたい。質問を続ける。現在同様、使用料の減免を続けてほしいという意見があるが、減免のシステムはどうなっているのか。教育の場としての公民館という位置付けであるならば、例えば子どもたちがどのくらいの率でいれば教育団体として認められ、安くなるというようなシステムはあるのか、と質問

寄主菊田公民館長

公民館の減免については、地域活動や青少年の健全育成の活動、ボランティア活動、あるいは障がい者団体などそれぞれ区別し、減免をしているところである。大久保については、利用料金制ということで使用料が業者の収入になるため、そこら辺も整理し、今後どのような形で改善していくのかという部分についても検討していきたいと考えている、と回答

古本委員

非常に大変なことであると思うが、周りの人たちが納得できるように考えていってほしい、と要望

赤澤委員

1件伺う。アンケートの結果で、「全体コンセプトについて」は「よくわかった」や「だいたいわかった」がおおむねであるが、今の話に関連するかもしれないが、「運営について」の回答は「よくわかった」や「だいたいわかった」がおおむね半分になっている。説明会の内容はどのようなものだったのか。「わかった」が半分というのは少ない印象を受ける。具体的にどこら辺が分からなかったのか、知る必要があるのではないか。そのあたりはいかがか、と質問

早川学校教育部・生涯学習部主幹

当日、説明会のメインとしては今回設計し、このような建物ができるということと、喫緊に迫っている工事をこのようにやるということであった。1つの原因としては、なかなか丁寧に説明する時間が取れなかったということがあると思う。というのも、説明後に、市民の方からの意見を聞くことも必要と考えたため、聞く時間をあらかじめ取っていた。そのような時間との兼ね合いという部分があったと思う。もう1つについては、運営でこれから検討していくことが多くあったためだと思う。今日、委員からの意見を聞いて、しっかりと検討しなければならないと改めて認識した。運営はこれから検討していくことが多くあったため、がなかなかイメージとして皆さんの中に入っていかなかったと考える。そういった2点が原因かと思う、と回答

赤澤委員

今後、分かりやすくなっていくという理解をした、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

#### **報告事項(5) 第七中学校区に整備する市立こども園の進捗状況について (学校教育課)**

小野寺学校教育部主幹

報告事項(5)は、第七中学校区に整備する市立こども園の整備概要等について、報告するものである。

香澄幼稚園園舎を活用したこども園の開設にあたっては、既存園舎に手を加えようとしている。昨年度、整備のための設計業務に取り組んできた。このたびの整備概要について、秋津及び香澄幼稚園の保護者に説明をしたので、本日は、その内容を教育委員の皆様にお伝えさせていただく。

まずは、こども園の開設までの流れである。市立秋津幼稚園と香澄幼稚園は、平成31年3月末をもって閉園する。その後、平成31年4月に香澄幼稚園園舎を活用した新たなこども園に再編し、開設することとした。この際、秋津幼稚園に入園されている4歳児のお子さんについては、経過措置として、集団教育に支障のある場合を除き、原則、卒園するまでこども園分室として、旧秋津幼稚園園舎で教育を行うことを、これまで保護者の皆様には説明してきた。

具体的な整備概要であるが、定員設定は、3歳児から5歳児のお子さんを対象に、各年齢とも幼稚園教育対象児、いわゆる短時間児を20名、保育所保育対象児、いわゆる長時間児10名のあわせて30名、施設全体では90名のお子さんを預かるこども園としている。

次に、工事内容は、1つ目として、香澄幼稚園園舎の改修を行う。具体的には、廊下など床面の改修、幼児用トイレの改修のほか、給食室、保育室全室と遊戯室などに空調設備を設置する。2つ目として、夏季休業中においても子どもたちのための給食を調理する必要があることから、新たに炊飯器を購入するほか、学校給食室の施設改修を行う。3つ目として、主に就学前の子どもとその保護者の子育て支援の施設として、新たにこどもセンターを建設する。4つ目として、保護者の送迎用のための駐車場と駐輪場を確保する。

それでは、平面図を御覧いただきたい。赤線の囲みのおおりに、床の改修工事及びトイレの改修工事を行う。新たに3歳児を受け入れるための仕様とするほか、床材や壁、天井を改修する。遊戯室のほか、保育室に空調設備を設置するための工事を行う。給食室の一部を改修する。御覧いただいている囲みの部分が、新たにこども園を建設する部分もある。駐車場や駐輪場を確保する。以上、申し上げたのが主な整備内容である。

工事スケジュールとしては、工期を約8か月見込み、床面の改修や空調設備の設置工事など、大きな音が発生する可能性のあるものについては、夏季休業中を中心に実施する予定である。このことについて、まず保護者の皆様に説明してきた。今後は、まちづくり会議を通じて、地域の方々にも周知し、御理解を頂戴してまいりたいと考えている。

この他、保護者の皆様には入園後1か月を経過している中で、来年度に向けて現在感じていることや不安なことなど、率直な意見を頂戴してきたところである。この中で、意見としては、「こども園分室の話はどうなっているのか」、「平成31年度も引き続き、旧秋津幼稚園園舎に通園できるのか」、「そのまま通園をしたい」、「運動会は一人でできるものではない。秋津幼稚園で実施してきた伝統を活かしてほしい」、「年少児のお子さんが入園されない中で教育をどのように行うのか」、「行事はどのように対応していこうとしているのか」、「子どもたちの環境変化を考えた場合、少なからず、今いる教員はそのまま残してほしい」など、こども園分室の開設の方向性や教育のあり方について挙げられ、保護者にとっては大変な心配事であり、早目早目に連絡がほしい対応が遅い、具体的な話を聞きたい、といった御意見をいただいたところである。

秋津幼稚園の入園者数6名の現状を見たときに、来年度1年間の集団教育のあり様をどのように支えるのか、小学校との関わりをどうするのか、こども園本園との連携をどうするのか、様々な行事への対応など、早急に方針を見定めて改めて説明会を行っていきたくと考えている。また、説明会に御参加いただいた保護者からは、こども園分室に通園したいというお声をいただいていることから、確かに起こり得る課題を想定し、何ができるのかを検討した上で、こども部としては保護者の気持ちを受け、現時点では分室を設置する方向で対応していきたくと考えている。このことについて、教育委員の皆様の御意見を頂戴し、参考としていきたい。

最後になるが、秋津幼稚園跡地利用検討にあたっては、庁内の中に各担当課長からなる検討委員会を立ち上げた。これまで、こども園整備に至る経緯、あるいは財産区分のあり方、跡地利用に伴う課題等について情報交換をしてきたが、現時点で教育委員の皆様へ報告できるような具体的な検討に至っていない。このことについては、ある程度検討が進んだ段階で、教育委員の皆様へ御報告し、御意見をいただけたらと考えている、と概要を説明

赤澤委員

経緯がよくわかっていないのかもしれないが、こども園分室という話が何回か出てきた。資料には分室の記載はないと思うが、少し説明していただきたい、と質問

小野寺学校教育部主幹

まず、経過を話させていただく。習志野市の幼稚園、保育所については、基本、こども園に再編をして、7つの中学校区に1つを整備するという計画を持ち合わせているところである。ただ、第七中学校区においては、乳幼児人口の減少に伴い、秋津、香澄幼稚園の入園者数が減少傾向にあるという状況である。加えて説明をさせていただくと、学級編成において連続して10名を下回る年度が発生しているということである。秋津幼稚園では、平成26・27年度がともに年少クラスが10名、香澄幼稚園は年少クラスにおいて平成28年度に7名、平成29年度が5名となっている。このような中で、集団教育に課題があるということもあるので、第七中学校区にある秋津幼稚園と香澄幼稚園をこども園に再編していこうという考えで、地域の方々に説明をしてきたところである。この中で、平成30年度に入園するお子さんについては、平成30年度末には秋津幼稚園が廃止されるので、平成31年度もこども園分室というかたちの中で、引き続き旧秋津幼稚園園舎で卒園するまで教育をしてほしいという声もあったので、集団教育に支障がない場合においては、こども園分室を開設して卒園をさせてあげよう、ということでのこども園分室である、と回答

赤澤委員

旧幼稚園ということか。わかった、と発言

梓澤委員長

私からひとつ、第七中学校区のこども園については、これまでの経緯からも教育委員会事務局には慎重に取り扱っていただくことを、この場で再度お願いをしたいと思う。そこで、1点だけ質問したい。整備概要については以前説明があったので特に言うことはないが、工事スケジュールの予定というところに、地元、例えばPTAや町会、香澄小学校の学校評議員への説明などが入っていない。それはどのような予定で行うのか、説明してほしい、と質問

小野寺学校教育部主幹

まずは、秋津と香澄の幼稚園保護者の方に説明をしてきた。この後、香澄地区のまちづくり会議あるいは秋津地区のまちづくり会議において、整備の概要について説明をさせていただき、その中で御理解を得ていきたいと思っている、と回答

梓澤委員長

やはりとにかく丁寧な説明に努め、理解を得ていただきたいと思う。以前にもお願いしたが、ここでの質疑についてまとめ、教育委員会会議の場でも良いので、先ほどのように詳しく教育委員

にも報告をぜひお願いしたい、と要望

小野寺学校教育部主幹

まずは、保護者からいただいた意見というものについて報告した。こども園の整備については、特に大きな質問はいただかなかったが、これからの教育というものについて、仮に分室という場面で教育保育を行うとしても、どのように教育を支えてもらえるのかということが大変な心配事であったということは十分に受け止めたので、まずはこども部の中で平成31年度の教育をどのようにするのかということとしっかりと議論し、定めて、教育委員の方々のお知恵を拝借しながら、また保護者の方に伝えていきたいと思っている、と回答

梓澤委員長

よろしくお願いしたい、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成30年6月27日(水)午後1時30分に決定された。

#### **その他 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について**

梓澤委員長

委員長の選挙は、会議規則第7条の規定により、無記名投票又は指名推薦の方法によることとされており、これまでの慣例により、指名推薦の方法にしてよいかを諮り、全員異議なく指名推薦によることと決定した。

梓澤委員長

次の委員長の任期は、本市が平成30年12月27日より新教育長へ移行するため、平成30年6月1日から平成30年12月26日までの約6か月間となる、と説明

教育長

次期委員長に梓澤委員長を推薦したい、と提案

梓澤委員長が全員異議なしと認め、次期委員長は梓澤委員長に決定された。

梓澤委員長

委員長の職務代理者については、会議規則第8条の規定により、委員長の推薦に基づき、教育委員会が指定することになっている。また、任期については、委員長と同様となっている、と説明

梓澤委員長

次期委員長職務代理者に古本委員を推薦したい、と提案

梓澤委員長が全員異議なしと認め、次期委員長職務代理者には、古本委員が指定された。

＜報告事項(3)並びに議案第17号及び議案第18号については非公開。

ただし、議案第17号については、平成30年8月31日をもって  
業務が完了したため、会議録を公開する。＞

### 報告事項(3) 平成30年度習志野市学校評議員の委嘱について

(指導課)

荒井指導課長

平成30年度習志野市学校評議員の委嘱について、概要を説明

報告事項(3)は了承された。

### 議案第17号 平成30年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

(指導課)

荒井指導課長

平成30年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約について、説明する。

規約説明の前に、教科書採択の流れについて、簡単に説明する。文部科学大臣の検定に合格した教科用図書、検定済み教科書を一覧にした教科書目録が作成され、都道府県教育委員会を通じ、各学校や市町村教育委員会に送付される。教科書は、この目録に登録されなければ採択されないこととなっている。採択地区では、県から送られてきた教科書目録に載っている教科書について種目ごとに研究調査委員が調査をする。この調査結果を採択地区協議会で報告し、協議会の委員による協議・選定を行う。さらに、協議会で選定された教科書について各市の教育委員会会議において報告し、「採択」という流れとなる。

次に、採択地区協議会について説明する。採択地区協議会は、都道府県教育委員会が、市町村の区域又はこれらを併せた地域を採択地区として設定している。採択地区協議会の目的は、同一の教科書を採択するための協議の場である。県から習志野市は、八千代市と葛南東部採択地区に指定されており、本年度は習志野市が事務局で、習志野市教育長が会長となる予定である。なお、本年度、調査研究を必要とするのは、学校教育法34条図書の中学校道徳の教科書、学校教育法附則9条図書の特別支援教育の一般図書となっている。

この採択地区協議会が、協議の場として正式に設けられた機関であることを明確にしておく必要から、教育委員会会議で、平成30年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の承認をいただくものである。

次に規約の内容について、簡単に説明する。第3条にある、協議会の委員は、習志野市5名、八千代市5名の合計10名で構成されている。構成する5名は、教育長、教育委員代表、指導行政担当者、校長会代表、保護者等の代表となっている。

続いて、第8条にあります、研究調査委員については、中学校道徳について、各市で専門的な知識を有する管理職1名、教諭2名、2市あわせて6名で構成されている。特別支援教育につい

ては、各市で専門的な知識を有する管理職1名、教諭1名、2市あわせて4名で構成されている。この10名で教科用図書について調査研究し、研究調査委員長はその結果について資料を作成し、協議会に報告しなければならないこととなっている。協議会においては、この報告をもとに教科書の選定を行っていく。第13条には、この会は、非公開となっているが、附則にあるように平成30年8月31日までの効力となり、同年9月1日以降は、情報公開の対象となる。

今年度、第15条の公表を新たに加えた。市庁舎グランドフロア「情報公開コーナー」において、協議会の会議の議事録及び第8条第5項の資料について公表する、と概要を説明

梓澤委員長

知る権利を保障する観点から、第15条を追加されたことは評価したいと思う。そこで確認であるが、公表にあたって構成員の氏名や議事録における発言者の氏名はどのように扱われるか、と質問

荒井指導課長

近隣の葛南西部採択地区が既実践しているため、そちらの公開の仕方を参考にして、八千代市との検討を重ねながら進めていく予定である、と回答

梓澤委員長

きちんと明文化されるようによろしくお願いいたします、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第18号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について**

(菊田公民館)

寄主菊田公民館長

習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第18号は原案どおり可決された。

#### **その他 大久保地区公共施設再生事業に対する反対住民による抗議活動に関する報告について**

(社会教育課)

岡村生涯学習部次長、奥井生涯学習部副参事

大久保地区公共施設再生事業に対する反対住民による抗議活動に関する報告について、概要を説明

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第5回定例会の閉会を宣言